

○無線局免許手続規則の一部を改正する省令案新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

改正案	現行
<p>別表第二号第2 非常局、気象援助局、標準周波数局、特別業務の局、海岸局、基地局、携帯基地局、無線呼出局、陸上移動中継局、陸上局、移動局、特定実験試験局、実験試験局、固定局、航空局、無線標識局、無線航行陸上局、無線標定陸上局、無線標定移動局、無線測位局、海岸地球局、航空地球局、携帯基地地球局、携帯移動地球局及び地球局の無線局事項書の様式（第4条、第12条関係）（実験試験局については、総務大臣がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）</p> <p>(略)</p> <p>1～3 (様式略)</p> <p>注1～16 (略)</p> <p>17 17の欄は、個々に記載することが困難な場合は、「何（又は免許人）所属の受信設備」のように包括的に記載すること。なお、海岸地球局、航空地球局、携帯基地地球局、携帯移動地球局及び地球局については、申請に係る無線局の通信の相手方である放送衛星局等、人工衛星局又は実験試験局（人工衛星に開設するものに限る。）が開設されている人工衛星の名称等を記載し、受動衛星を</p>	<p>別表第二号第2 非常局、気象援助局、標準周波数局、特別業務の局、海岸局、基地局、携帯基地局、無線呼出局、陸上移動中継局、陸上局、移動局、特定実験試験局、実験試験局、固定局、航空局、無線標識局、無線航行陸上局、無線標定陸上局、無線標定移動局、無線測位局、海岸地球局、航空地球局、携帯基地地球局、携帯移動地球局及び地球局の無線局事項書の様式（第4条、第12条関係）（実験試験局については、総務大臣がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）</p> <p>(略)</p> <p>1～3 (様式略)</p> <p>注1～16 (略)</p> <p>17 17の欄は、個々に記載することが困難な場合は、「何（又は免許人）所属の受信設備」のように包括的に記載すること。なお、海岸地球局、航空地球局、携帯基地地球局、携帯移動地球局及び地球局については、申請に係る無線局の通信の相手方である放送衛星局等、人工衛星局又は実験試験局（人工衛星に開設するものに限る。）が開設されている人工衛星の名称等を記載し、受動衛星を</p>

介して無線通信回線を構成するものであるときは、通信の相手方である無線局の名称に当該受動衛星の名称を付記すること。ただし、当該人工衛星が使用できなくなつたときに代わりに使用する当該人工衛星と同一の軌道又は位置の人工衛星を含める場合は、「(何)系衛星」のように記載することができる。

18～28 (略)

別表第二号の二第5 海岸地球局、航空地球局、携帯基地地球局、船舶地球局、航空機地球局、携帯移動地球局及び地球局の工事設計書の様式（第4条、第12条関係）

(略)

1～7 (様式略)

注1～25 (略)

26 25の欄は、次によること。

- (1) 人工衛星の名称の欄は、当該無線局の通信の相手方となる人工衛星（宇宙物体を含む。以下この項において同じ。）が、他の人工衛星と区別できる特有の当該人工衛星の名称を「(何)衛星」のように記載すること。ただし、当該人工衛星が使用できなくなつたときに代わりに使用する当該人工衛星と同一の軌道又は位置の人工衛星を含める場合は、「(何)系衛星」のように記載することができる。

介して無線通信回線を構成するものであるときは、通信の相手方である無線局の名称に当該受動衛星の名称を付記すること。

18～28 (略)

別表第二号の二第5 海岸地球局、航空地球局、携帯基地地球局、船舶地球局、航空機地球局、携帯移動地球局及び地球局の工事設計書の様式（第4条、第12条関係）

(略)

1～7 (様式略)

注1～25 (略)

26 25の欄は、次によること。

- (1) 人工衛星の名称の欄は、当該無線局の通信の相手方となる人工衛星（宇宙物体を含む。以下この項において同じ。）が、他の人工衛星と区別できる特有の当該人工衛星の名称を「(何)衛星」のように記載すること。

(2)～(6) (略)

(7) 回線設計書を添付する場合には、(3)及び(4)の記載を要しない。

27 (略)

28 29の欄は、次によること。ただし、移動する無線局（地球局は除く。）の場合は、記載を要しない。

(1) 人工衛星の名称の欄は、注26(1)に準じて記載すること。

(2)～(8) (略)

(9) 通信の相手方が当該無線局の申請者に属する人工衛星局であつて、当該人工衛星局に係る工事設計書の21の欄と記載内容が同一である場合には、補足事項の欄にその旨を記載して、(2)から(7)までの記載を省略することができる。

29 31の欄は、次によること。

(1) 人工衛星の名称の欄は、注26(1)に準じて記載すること。

(2)～(6) (略)

30～43 (略)

別表第二号の四 特定無線局の無線局事項書及び工事設計書の様式（第20条の5及び第20条の8関係）

1～3 (様式略)

4 4枚目（V S A T地球局、設備規則第45条の21に規定す

(2)～(6) (略)

注27 (略)

28 29の欄は、次によること。ただし、移動する無線局（地球局は除く。）の場合は、記載を要しない。

(1) 人工衛星の名称の欄は、人工衛星の名称を記載すること。

(2)～(8) (略)

29 31の欄は、次によること。

(1) 人工衛星の名称の欄は、注28(1)に準じて記載すること。

(2)～(6) (略)

30～43 (略)

別表第二号の四 特定無線局の無線局事項書及び工事設計書の様式（第20条の5及び第20条の8関係）

1～3 (様式略)

4 4枚目（V S A T地球局並びに設備規則第45条の21に規

る航空機地球局並びに設備規則第49条の24の2及び設備規則第49条の24の3に規定する携帯移動地球局の場合に限る。)

(様式略)

- 5 5 枚目 (V S A T地球局、設備規則第45条の21に規定する航空機地球局並びに設備規則第49条の24の2及び設備規則第49条の24の3に規定する携帯移動地球局の場合に限る。)

(様式略)

注1～15 (略)

- 16 15の欄は、個々に記載することが困難な場合は、「何(又は免許人)所属の受信設備」のように包括的に記載すること。なお、地球局、海岸地球局、航空地球局、携帯基地地球局及び実験試験局(宇宙無線通信を行うものに限る。)については、申請に係る無線局の通信の相手方である放送衛星局等、人工衛星局又は実験試験局(人工衛星に開設するものに限る。)が開設されている人工衛星の名称を記載し、受動衛星を介して無線通信回線を構成するものであるときは、通信の相手方である無線局の名称に当該受動衛星の名称を付記すること。ただし、当該人工衛星が使用できなくなつたときに代わりに使用する当該人工衛星と同一の軌道又は位置の人工衛星を含める場合は、「(何)系衛星」のように記載することができる。

定する航空機地球局及び設備規則第49条の24の2に規定する携帯移動地球局の場合に限る。)

(様式略)

- 5 5 枚目 (V S A T地球局並びに設備規則第45条の21に規定する航空機地球局及び設備規則第49条の24の2に規定する携帯移動地球局の場合に限る。)

(様式略)

注1～15 (略)

- 16 15の欄は、個々に記載することが困難な場合は、「何(又は免許人)所属の受信設備」のように包括的に記載すること。なお、地球局、海岸地球局、航空地球局、携帯基地地球局及び実験試験局(宇宙無線通信を行うものに限る。)については、申請に係る無線局の通信の相手方である放送衛星局等、人工衛星局又は実験試験局(人工衛星に開設するものに限る。)が開設されている人工衛星の名称を記載し、受動衛星を介して無線通信回線を構成するものであるときは、通信の相手方である無線局の名称に当該受動衛星の名称を付記すること。

注17～29（略）

30 31の欄の記載は、次によること。

(1) 人工衛星の名称の欄は、注16に準じて記載すること。

(2)～(8) （略）

(9) 通信の相手方が当該無線局の申請者に属する人工衛星局であつて、当該人工衛星局に係る工事設計書の21の欄と記載内容が同一である場合には、補足事項の欄にその旨を記載して、(2)から(7)までの記載を省略することができる。

31 33の欄の記載は、次によること。

(1) 人工衛星の名称の欄は、注16に準じて記載すること。

(2)～(6) （略）

32 （略）

注17～29(略)

30 31の欄の記載は、次によること。

(1) 人工衛星の名称の欄は、人工衛星の名称等を記載すること。

(2)～(8) （略）

31 33の欄の記載は、次によること。

(1) 人工衛星の名称の欄は、注30(1)に準じて記載すること。

(2)～(6) （略）

32 （略）